

広島県告示第二百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定施術機関の施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
訪問鍼灸マッサージK E i R O W 東広島中央 ステーション	東広島市西条町御菌字六 二三九番地一越川ビル一 〇二一	広島市安芸区中野東四丁 目七番三九号グラウンド一 ル中野二〇三号	平成三一年四月一 〇日